

松山市

骨髄等移植ドナー支援制度



松山市では、骨髄等（骨髄・末梢血幹細胞）を提供したドナーの方を対象に、助成金を交付しています。



助成対象者

以下の全てを満たす方

- 骨髄等を提供した日において本市の住民基本台帳に記録されている方
- 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方
- 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない方
- 市税を滞納していない方

助成額

助成金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院等1日あたり**2万円**です。

ただし、1回の提供につき**14万円**が限度です。

【対象となる入通院】

- 健康診断に係る通院
- 自己血貯血に係る通院
- 骨髄等の採取に係る入院
- その他骨髄等の提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院、入院

〔※骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものは対象外です。〕
最終同意以前の入通院は補助対象外です。

申請に関する問合せ先

松山市保健所 健康づくり推進課

【TEL】 (089) 911-1810

【FAX】 (089) 925-0230

【E-mail】 kenkou@city.matsuyama.ehime.jp

【URL】 <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryo/zukuri/dona/donorjosei.html>



松山市 ドナー支援

検索

助成金申請

医療機関での骨髄等の提供が完了し、かつ、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して**90日以内**に、次の書類をそろえて、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。

申請書類

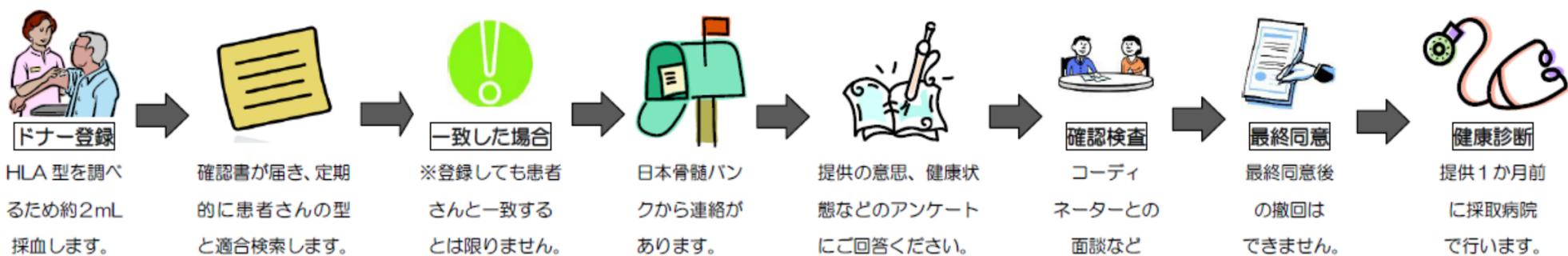
- ① 松山市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
※骨髄バンクに証明書の発行を依頼してください。
- ③ 完納証明書その他の市税を滞納していないことを証する書類
※完納証明書が発行されない方は、同意書を提出してください。
- ④ 請求書（松山市財務会計規則 第37号様式(その1)）
- ⑤ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し ※郵送で申請する場合



申請先 松山市保健所 健康づくり推進課（松山市萱町六丁目30番地5）

受付時間 月曜日から金曜日の8時30分～17時15分（土・日・祝日および年末年始を除く）

～あなたの善意が患者さんに届くまで～



① 骨髄提供の場合

自己血輸血のための採血
採取後の貧血を軽減するため、事前に採血します。



骨髄採取

通常3泊4日の入院が必要です。提供の1,2日前に入院し、健康チェックと説明があります。全身麻酔をして、注射器で骨髄液を吸引し、採取します。



② 末梢血幹細胞提供の場合

白血球を増やす薬を注射
造血幹細胞を血液に流すため、採取前の3,4日間注射します。



末梢血幹細胞採取

原則1泊2日の入院が必要です。腕に針を刺し、血液中の造血幹細胞だけを取り出し、残りの血液を戻します。



採取された骨髄・末梢血幹細胞は、患者さんの待つ病院に運ばれ、移植されます。

採取後は数日内で退院し、日常生活に戻ることができます。退院後1～4週間後に健康診断を行うなど、体調が回復するまでフォローアップします。

*骨髄・末梢血幹細胞の提供のための検査費用・入院費などの費用負担はありません。